

VIII

日本緩和医療学会に緩和ケア研修会の 主催を依頼する場合

重要

日本緩和医療学会に主催を依頼した場合は学会事務局より研修会運営の支援を得られるが、がん診療連携拠点病院の開催実績とは見なされないため注意が必要である。

重要

本項に示している書類は日本緩和医療学会PEACEプロジェクトホームページよりダウ

ンロードできる（各種書類ダウンロード：開催申請書類（圧縮フォルダ））。

<https://www.jspm-peace.jp/pdfdownload.php>

一般型研修会

1 準備期間

1. 日本緩和医療学会への相談

- ・主催依頼前に開催日程、場所等について日本緩和医療学会「つくば事務局」（以下、つくば事務局と略）へメールまたは電話にて相談する。

2. 日本緩和医療学会へ主催を依頼

1) 「研修会開催申請書（資料9-1）」の提出

- ・日本緩和医療学会主催が決定し、研修会の種類（一般型）、日程、会場等が決まれば、直ちに共催となる施設あるいは団体（以下、共催施設と略）からつくば事務局宛に「研修会開催申請書（資料9-1）」を送付する。
- ・その際、参考書類として、依頼時点で可能な範囲の事項を記入した「確認依頼書（様式2）（資料9-2）」「実施担当者一覧（資料4-3）」「プログラム（資料4-6）」を電子ファイルに添付して送る。
- ・日本緩和医療学会は企画されている研修会の内容を確認し、「緩和ケア研修会主催通知」を発行する。

3. 研修会協力者の選定・参加者の募集

1) 研修会協力者の選定

- ・共催施設の研修会主催責任者あるいは企画責任者は、研修会の開催に必要な人数の研修会協力者を選定する。
- ・日本緩和医療学会は、共催施設の研修会企画責任者と協議の上、研修会協力者の選定に協力する。
- ・研修会協力者への派遣依頼状を、日本緩和医療学会から送付する。
- ・研修会協力者の「略歴（資料4-4）」を同時に依頼する。

2) 研修会参加者の募集

- ・共催施設は、緩和ケア研修会参加者の募集を始める。

2 申請期間

1. 「確認依頼書（様式2）（資料9-2）」等書類の作成と送付

- ・研修会主催責任者あるいは企画責任者は、研修会協力者、およびプログラムを確定し、「確認依頼書（様式2）（資料9-2）」（原本）、「実施担当者一覧（資料4-3）」（写し）、「プログラム（資料4-6）」（写し）をつくば事務局宛に送付する。
- ・日本緩和医療学会は「確認依頼書（様式2）（資料9-2）」に理事長印を捺印の上、返送する。
- ・研修会主催責任者あるいは企画責任者は、捺印済の「確認依頼書（様式2）（資料9-2）」、「実施担当者一覧（資料4-3）」、「プログラム（資料4-6）：講義担当者明記のこと」、「略歴（資料4-4）」を都道府県のがん対策担当課に送付し、届け出る。
- ・研修会協力者の略歴は、日本緩和医療学会から提供する。

3 実施準備期間

1. 経費の提供（＊書式についてはつくば事務局に問い合わせのこと）

1) 「研修会経費申請書」の提出

- ・研修会主催責任者あるいは企画責任者は、別途定める経費使途に関する取り決めを参考にして、「研修会経費申請書」を作成し、「つくば事務局」宛に提出する。

2) 「研修会委託契約書」を取り交わす

- ・日本緩和医療学会は、共催施設と協議の上、研修会経費等に関する「研修会委託契約書」を作成し、日本緩和医療学会理事長と共に共催施設の主催責任者が契約書を取り交わす。

3) 「緩和ケア研修会開催委託費請求書」の発行

- ・委託契約後、共催施設は「緩和ケア研修会開催委託費請求書」をつくば事務局宛に送付する。日本緩和医療学会は請求書にもとづいて、必要な経費を指定された銀行口座に振り込む。

2. 研修会で使用する資料・書類の用意

1) 修了証書（資料6-3）の作成

- ・研修会主催責任者あるいは企画責任者は、次の項目を含む「修了証書（資料6-3）」を作成・印刷する。
修了者番号／修了者氏名／研修会名称／主催団体印／共催団体印／確認日／厚生労働省健康局長印
※修了者番号は各都道府県と相談のこと
※確認日は各都道府県を通じて厚労省へ確認のこと
- ・修了証書は、日本緩和医療学会で作成・印刷することもできる。その場合は、「緩和ケア研修会参加予定者名簿（資料5-1）」を開催の3週間前までにつくば事務局宛に送付する。
- ・修了証書は研修会開催の2週間前までに厚生労働省への提出が求められている。つくば事務局での印刷・捺印、他共催団体の捺印等に1週間程度要するため、開催日の3週間前までに参加予定者名簿の

提出をする必要がある。

2) ファシリテーターマニュアルの作成

- ・研修会主催責任者あるいは企画責任者は、研修会協力者と協力して、ファシリテーターマニュアルを作成する。
- ・ファシリテーターマニュアルは、指導者研修会の修了者は、指導者研修会資料を使用することができる。
- ・最新のファシリテーターマニュアル・配布資料・パワーポイント等は、以下の日本緩和医療学会 PEACEプロジェクトHPからダウンロードできる。

<http://www.jspm-peace.jp/members/firstloginck.php>

3) 研修会資料の作成

当日資料およびアンケートはつくば事務局で印刷送付することも可能である。詳細はつくば事務局まで問い合わせのこと。

4 研修終了後の報告

研修会終了後、1か月以内に下記の書類および資料を日本緩和医療学会に提出する。

- ① 都道府県を通じて提出した厚生労働省への報告書の写し
- ② 研修会に使用した追加・変更資料（CD-ROMなどの電子媒体が望ましい）
※緩和医療学会から提供した研修会資料以外に、追加・変更を加えた資料がある場合のみ提出する。
- ③ 経理関係書類：「研修会経費報告書」
- ④ 研修会の運営や方法に関する問題点、改善要望事項などの報告（必須ではない）
- ⑤ 事後アンケート（参加者から回収後、まとめて、つくば事務局宛に送付する。集計はつくば事務局で行う）

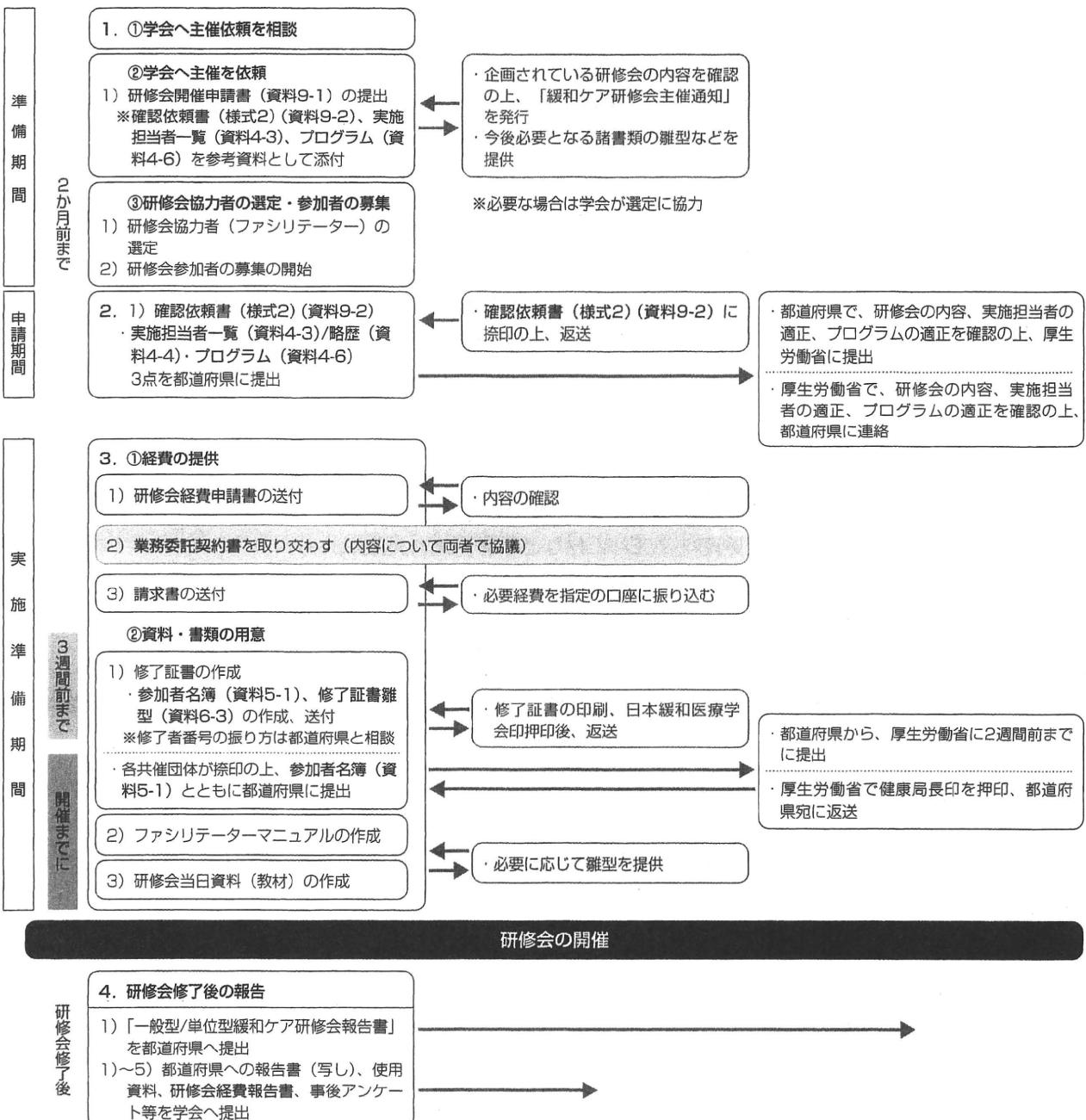
一般型研修会

研修会主催責任者もしくは、企画責任者

日本緩和医療学会
(つくば事務局)

都道府県がん対策担当課
/厚生労働省がん対策推進室

都道府県に研修会の型（一般型・単位型）を確認



単位型研修会

1 準備期間

1. 都道府県へ単位型研修会開催を相談

- ・都道府県に単位型研修会の内容、実施担当者、プログラム、単位の取り扱いについて確認する。

2. 日本緩和医療学会へ主催依頼を相談する

- ・開催日程、場所等について「つくば事務局」へメールまたは電話にて相談する。

3. 日本緩和医療学会へ主催を依頼

1) 「研修会開催申請書（資料9-1）」の提出

- ・日本緩和医療学会主催が決定し、研修会の種類（単位型）、日程、会場等が決まれば、直ちに共催となる施設あるいは団体（以下、共催施設と略）からつくば事務局宛に「研修会開催申請書（資料9-1）」を送付する。
- ・その際、参考書類として、依頼時点で可能な範囲の事項を記入した「確認依頼書（様式3）（資料9-3）」、「実施担当者一覧（資料4-3）」、「プログラム（資料4-6）」を電子ファイルに添付して送る。
- ・日本緩和医療学会は企画されている研修会の内容を確認し、「緩和ケア研修会主催通知」を発行する。

4. 研修会協力者の選定・参加者の募集

1) 研修会協力者の選定

- ・共催施設の研修会主催責任者あるいは企画責任者は、研修会の開催に必要な人数の研修会協力者を選定する。
- ・日本緩和医療学会は、共催施設の研修会企画責任者と協議の上、研修会協力者の選定に協力する。
- ・研修会協力者への「派遣依頼状」を、日本緩和医療学会から送付する。
- ・研修会協力者の「略歴（資料4-4）」を同時に依頼する。

2) 研修会参加者の募集

- ・共催施設は、緩和ケア研修会参加者の募集を始める。

2 申請期間

1. 「確認依頼書（様式3）（資料9-3）」等書類の作成と送付

- ・研修会主催責任者あるいは企画責任者は、研修会協力者、およびプログラムを確定し、「確認依頼書（様式3）（資料9-3）」（原本）、「実施担当者一覧（資料4-3）」（写し）、「プログラム（資料4-6）」（写し）をつくば事務局宛に送付する。
- ・日本緩和医療学会は「確認依頼書（様式3）（資料9-3）」に理事長印を捺印の上、返送する。
- ・研修会主催責任者あるいは企画責任者は、捺印済の「確認依頼書（様式3）（資料9-3）」、「実施担当者一覧（資料4-3）」、「プログラム（資料4-6）：講義担当者明記のこと」、「略歴（資料4-4）」を都道

府県のがん対策担当課に送付し、届け出る。

- ・研修会協力者の略歴は、日本緩和医療学会から提供する。

3 実施準備期間

1. 経費の提供 (*書式についてはつくば事務局に問い合わせのこと)

1) 「研修会経費申請書」の提出

- ・研修会主催責任者あるいは企画責任者は、別途定める経費使途に関する取り決めを参考にして、「研修会経費申請書」を作成し、「つくば事務局」宛に提出する。

2) 「研修会委託契約書」を取り交わす

- ・日本緩和医療学会は、共催施設と協議の上、研修会経費等に関する「研修会委託契約書」を作成し、日本緩和医療学会理事長と共に施設の主催責任者が契約書を取り交わす。

3) 「緩和ケア研修会開催委託費請求書」の発行

- ・委託契約後、共催施設は「緩和ケア研修会開催委託費請求書」をつくば事務局宛に送付する。日本緩和医療学会は請求書にもとづいて、必要な経費を指定された銀行口座に振り込む。

2. 研修会で使用する資料・書類の用意

1) 修了証書（資料6-3）の作成

- ・研修会主催責任者あるいは企画責任者は、修了証書を作成・印刷する必要はない。
- ・修了証書は、各都道府県で作成・印刷する。

2) ファシリテーターマニュアルの作成

- ・研修会主催責任者あるいは企画責任者は、研修会協力者と協力して、ファシリテーターマニュアルを作成する。
- ・ファシリテーターマニュアルは、指導者研修会の修了者は、指導者研修会資料を使用することができる。
- ・最新のファシリテーターマニュアル・配布資料・パワーポイント等は、以下の日本緩和医療学会PEACEプロジェクトHPからダウンロードできる。

<http://www.ispm-peace.jp/members/firstloginck.php>

3) 研修会資料の作成

当日資料およびアンケートはつくば事務局で印刷送付することも可能である。詳細はつくば事務局まで問い合わせのこと。

4 研修終了後の報告

研修会終了後、1か月以内に下記の書類および資料を日本緩和医療学会に提出する。

① 都道府県への報告書の写し（単位型緩和ケア研修会報告書）

② 研修会に使用した追加・変更資料（CD-ROMなどの電子媒体が望ましい）

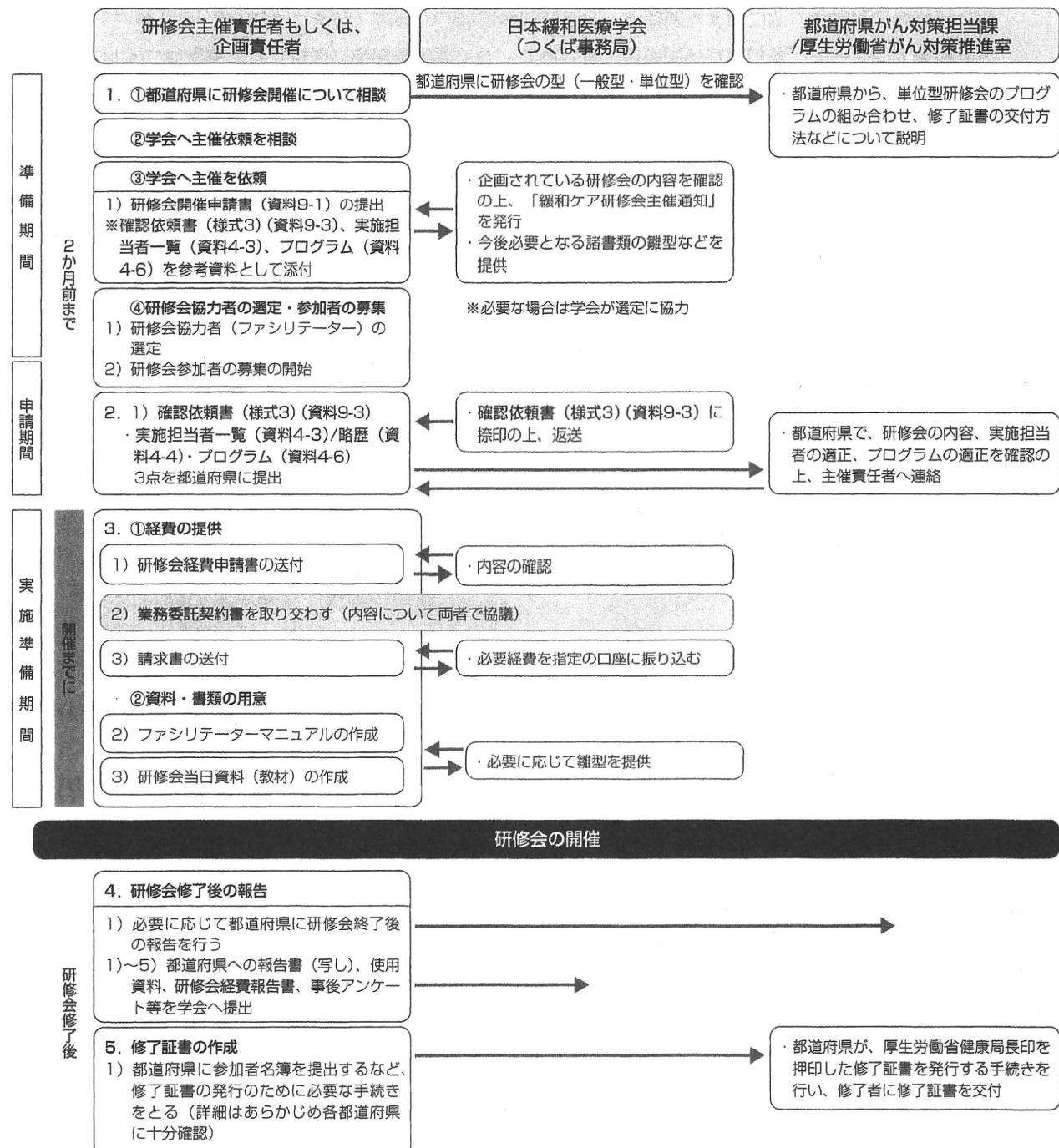
※緩和医療学会から提供した研修会資料以外に、追加・変更を加えた資料がある場合のみ提出する。

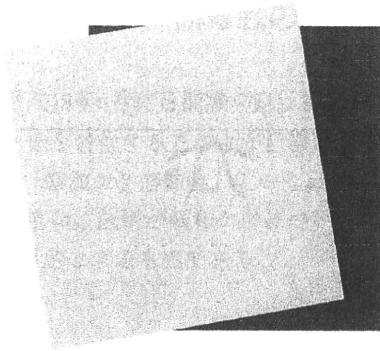
- ③ 経理関係書類：「研修会経費報告書」
- ④ 研修会の運営や方法に関する問題点、改善要望事項などの報告（必須ではない）
- ⑤ 事後アンケート（参加者から回収後、まとめて、つくば事務局宛に送付する。集計はつくば事務局で行う）

5 修了証書について

- ① 各都道府県は単位の修了を確認した後に「参加者名簿（資料5-2）」を作成し「確認依頼書（様式4）（資料1）」とともに、厚生労働省がん対策推進室へ送付する。
- ② 都道府県が、厚生労働省健康局長印を押印した修了証書を発行する手続きを行い、緩和ケア研修会参加者がすべての単位を取得し、修了した後に修了証書を交付する。

単位型研修会





資料編

-
1. 緩和ケア研修会開催指針

 2. 緩和ケア研修会標準プログラム

 3. 開催指針準拠チェックリスト

 4. 開催申請書類

 5. 研修会参加予定者・修了者名簿等

 6. 修了証書の発行に関する資料

 7. 緩和ケア研修会運営チェックリスト

 8. 参加案内状、ポスター、申込書

 9. 日本緩和医療学会主催依頼時の書類

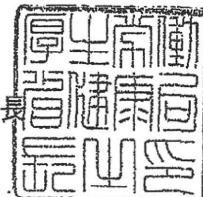
緩和ケア研修会開催指針



健発第0401016号
平成20年4月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針について

緩和ケアについては、「がん対策推進基本計画」（平成19年6月15日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、「すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得する」ことが目標として掲げられているところである。

このため、今般、厚生労働省として、別添のとおり「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」を定め、これにのっとった研修の実施を推進することとしたので、貴職におかれでは、内容を了知の上、貴管内のがん診療連携拠点病院、関係団体等に対して周知するとともに、その実施に努められるよう特段の御配慮をお願いする。

■がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針

1 趣 旨

本指針は、がん対策推進基本計画（平成19年6月15日閣議決定）において、「すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得する」ことが目標として掲げられていることを踏まえ、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会（以下「緩和ケア研修会」という。）に関する事項を定めることにより、緩和ケア研修会の質の確保を図り、もってがん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、治療の初期段階から緩和ケアが提供されるようにすることを目的とするものである。

2 緩和ケア研修会

緩和ケア研修会は、同一の研修会主催責任者により実施される同一の参加者を対象とした研修会（以下「一般型研修会」という。）又は異なる研修会主催責任者により実施される異なる参加者を対象とした単位制による研修会（以下「単位型研修会」という。）により実施されるものとする。ただし、緩和ケア研修会には、講義形式の研修だけではなく、参加者間のコミュニケーションが重要となる参加者主体の体験型研修（以下「ワークショップ」という。）形式の研修も含まれていることから、一般型研修会として実施されることが望ましい。

3 実施主体

- (1) 都道府県
- (2) がん診療連携拠点病院
- (3) 民間団体

4 緩和ケア研修会の開催指針

(1) 緩和ケア研修会の実施担当者について

次に掲げる者で構成される実施担当者が緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行うこと。

① 研修会主催責任者

研修会主催責任者は、緩和ケア研修会を主催する責任者であり、1名以上であること。ただし、②の研修会企画責任者が兼務しても差し支えないこと。

② 研修会企画責任者

研修会企画責任者は、緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行う責任者であり、1名以上であること。

研修会企画責任者は、国立がんセンター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」若しくは平成20年度以降に予定している厚生労働省委託事業である緩和ケア指導者研修会を修了した者又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。

③ 研修会協力者

研修会協力者は、研修会主催責任者が緩和ケア研修会に協力する能力を有するものと判断した者であって、研修会企画責任者が行う企画、運営、進行及び講義等に協力する者であり、(2) の②のオの1グループ当たり1名程度以上であること。

なお、研修会協力者が(2) の③のウ及びエに関する講義を行う場合には、当該研修協力者は、国立がんセンター主催の「精神腫瘍学の基本教育のための都道府県指導者研修会」を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者であることが望ましい。

(2) 緩和ケア研修会のプログラムについて

緩和ケア研修会の内容については、「緩和ケア研修会標準プログラム」（別添1）に準拠したものであること。

① 緩和ケア研修会の開催期間

原則として、緩和ケア研修会の開催期間は、2日以上で開催し、実質的な研修時間の合計は、12時間以上であること。

② 緩和ケア研修会の形式

緩和ケア研修会は、講義形式の研修に加えて、ワークショップ形式の研修も実施し、次に掲げる要件を満た

すこと。

- ア 講義の開始前に、参加者が現時点における自身の知識を確認し、緩和ケア研修会の目標を認識できるよう配慮された筆記式の試験（以下「プレテスト」という。）を実施した上で、当該目標を明示すること。
- イ 講義の終了後は、実地に活かせる知識の習得を目的として、症例等を用いた演習と討論（以下「グループ演習」という。）を含むワークショップを行うとともに、プレテストの解説を行うこと。
- ウ 知識や技能を効果的に修得できるよう、緩和ケア研修会の内容に応じて、ワークショップの中でグループ演習としてロールプレイングによる演習を行うこと。
- エ ワークショップを開始するに当たっては、参加者の緊張を解くことに配慮したプログラム（以下「アイスブレーキング」という。）を行うこと。
- オ ワークショップは、原則として6名から10名程度のグループに分かれ、討議及び発表が重視されるようにすること。

③ 緩和ケア研修会の内容

緩和ケア研修会は、次に掲げる内容が含まれていること。

- ア がん性疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん性疼痛治療法を含むがん性疼痛に対する緩和ケア
- イ 呼吸困難、消化器症状等の身体症状に対する緩和ケア
- ウ 不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケア
- エ がん医療におけるコミュニケーション技術
- オ 全人的な緩和ケアについての要点
- カ 放射線療法や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点
- キ がん患者の療養場所の選択及び地域連携についての要点
- ク 在宅における緩和ケア

5 緩和ケア研修会の修了証書

(1) 修了証書の交付について

緩和ケア研修会の修了者（以下「緩和ケア研修修了医」という。）に対して、様式1に準拠した修了証書を交付すること。

(2) 修了証書の発行手順等について

① 一般型研修会を実施する場合

- ア 研修会主催責任者は、一般型研修会開催の2か月前までに、様式2の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。
- イ 都道府県がん対策担当課は、当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、緩和ケア研修会の1か月前までに関係書類を厚生労働省健康局総務課がん対策推進室（以下「がん対策推進室」という。）まで提出すること。
- ウ 当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠したものであるとがん対策推進室が確認した場合には、その旨を当該都道府県に連絡するので、緩和ケア研修会開催の2週間前までに、様式1に準拠した修了証書に、参加者の氏名、緩和ケア研修会の名称等を記載し、研修会主催責任者の印を押印した上で、がん対策推進室まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で研修会主催責任者に返却すること。
- エ 緩和ケア研修会に参加しなかった者及び緩和ケア研修会を修了しなかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。交付しなかった修了証書については、オの緩和ケア研修会報告書と併せて、がん対策推進室まで提出すること。
- オ 研修会主催責任者は、緩和ケア研修会の終了後速やかに、少なくとも次に掲げる項目を含む一般型緩和ケア研修会報告書を作成し、都道府県がん対策担当課を通じて、がん対策推進室まで提出すること。
 - ・一般型緩和ケア研修会の名称
 - ・主催者、共催者、後援者等の名称
 - ・開催日及び開催地
 - ・研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属

・修了者の人数、氏名及び所属（氏名及び所属を公開することについての本人の同意の可否を含む。）

②単位型研修会を実施する場合

- ア 都道府県は、単位型研修会の実施に当たっては、単位型研修会のプログラムの組み合わせや単位の割付、単位型研修会の開催スケジュール等に関する案を作成し、がん対策推進室まで提出の上、「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠しているか確認を得ること。
- イ 研修会主催責任者は、単位型研修会開催の2か月前までに、様式3の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。
- ウ 都道府県がん対策担当課は、当該単位型研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、その旨を研修会主催責任者に連絡すること。
- エ 都道府県知事が「緩和ケア研修会標準プログラム」に定めるすべての単位を修了したと認めた医師については、様式4の確認依頼書に関係書類を添えるとともに、様式1に準拠した修了証書に、当該医師の氏名等を記載し、都道府県知事の印を押印した上で、がん対策推進室まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で都道府県に返却するものであること。
- オ 都道府県がん対策担当課は、定期的に、少なくとも毎回に掲げる項目を含む単位型緩和ケア研修会報告書を作成し、修了者の人数と併せて、がん対策推進室まで報告すること。
- ・単位型緩和ケア研修会の名称
- ・主催者、共催者、後援者等の名称
- ・開催日及び開催地
- ・研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属
- ・各単位型緩和ケア研修会の参加者の人数、氏名及び所属
- ・すべての単位を修了したと認めた医師の人数、氏名及び所属（氏名及び所属を公開することについての本人の同意の可否を含む。）

6 その他

(1) 緩和ケア研修会への参加機会の確保等

都道府県は、厚生労働省が別途定めるがん対策推進特別事業実施要綱に基づくがん対策推進特別事業を活用し、緩和ケア研修会を実施するとともに、厚生労働省が別途定めるがん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱に基づくがん診療連携拠点病院機能強化事業を活用し、がん診療連携拠点病院が実施主体の緩和ケア研修会の開催を促進するほか、民間団体が実施主体の緩和ケア研修会を支援することにより、がん診療に携わる医師の緩和ケア研修会への参加機会を確保すること。また、当該都道府県において開催される緩和ケア研修会について、広報等により、がん診療に携わる医師に広く周知されるように努めること。

(2) 緩和ケア研修会の開催の促進

- ①都道府県は、当該都道府県における緩和ケア研修会が円滑に実施されるよう、研修会企画責任者又は研修会協力者の候補者リストを作成し、3に定める実施主体等に情報提供すること。
- ②都道府県は、研修会企画責任者を育成するため、国立がんセンター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」又は平成20年度以降に予定している厚生労働省委託事業である緩和ケア指導者研修会に、がん診療連携拠点病院等において緩和ケアに携わる医師が参加できるように努めること。

(3) 実績報告

都道府県は、毎年1回、当該都道府県において開催された都道府県、がん診療連携拠点病院及び民間団体が実施主体の一般型緩和ケア研修会及び単位型緩和ケア研修会の修了者数その他の実績をがん対策推進室に報告すること。

(4) 緩和ケア研修の継続

緩和ケア研修修了医は、緩和ケアをめぐる状況の変化を踏まえ、緩和ケアに関する基本的な知識を継続的に習得していくこと。

様式1

第 号

修了証書

(参加者の氏名)

あなたは（緩和ケア研修会の名称）を修了したことを証します

平成 年 月 日

(主催者名) 印

(緩和ケア研修会の名称) 主催者殿

本研修会は「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）にのっとったものであると認めます

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 (健康局長名) 印

様式2

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 殿

(主催者名) 印

確認依頼書

下記の緩和ケア研修会について、一般型研修会として、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）に準拠した内容であることの確認を依頼します。また、下記に記載された以外の点については、同指針に準拠した内容であることを主催者が確認しています。

記

- 1 緩和ケア研修会の名称：
- 2 主催者等
 - (1) 主催者：
 - (2) 共催者、後援者等：
- 3 開催日及び開催地
 - (1) 開催日： 平成 年 月 日～平成 年 月 日
(実質的な研修時間： 時間)
 - (2) 開催地： 都道府県 市
- 4 緩和ケア研修会の実施担当者
 - (1) 研修会主催責任者数： 名
 - (2) 研修会企画責任者数： 名
 - (3) 研修会協力者数： 名
 - (4) 緩和ケア研修会の実施担当者の所属、氏名及び経歴：別添1のとおり
- 5 参加者
 - (1) 予定参加者数： 名
 - (2) 参加者の要件：
 - (3) ワークショップ及びグループ演習におけるグループごとの人数：
名程度から 名程度まで
- 6 緩和ケア研修会進行表：別添2のとおり

(資料4-1に再掲載)

様式3

平成 年 月 日

(都道府県知事) 殿

(主催者名) 印

確認依頼書

下記の緩和ケア研修会について、単位型研修会として、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）に準拠した内容であることの確認を依頼します。また、下記に記載された以外の点については、同指針に準拠した内容であることを主催者が確認しています。

記

- 1 緩和ケア研修会の名称：
- 2 緩和ケア研修会の内容：
- 3 主催者等
 - (1) 主催者：
 - (2) 共催者、後援者等：
- 4 開催日及び開催地
 - (1) 開催日： 平成 年 月 日
 - (実質的な研修時間： 時間)
 - (2) 開催地： 都道府県 市
- 5 緩和ケア研修会の実施担当者
 - (1) 研修会主催責任者数： 名
 - (2) 研修会企画責任者数： 名
 - (3) 研修会協力者数： 名
 - (4) 緩和ケア研修会の実施担当者の所属、氏名及び経歴：別添1のとおり
- 6 参加者
 - (1) 予定参加者数： 名
 - (2) 参加者の要件：
 - (3) ワークショップ及びグループ演習におけるグループごとの人数：
名程度から 名程度まで
- 7 緩和ケア研修会進行表：別添2のとおり

(資料4-2に再掲載)

様式4

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 殿

(都道府県知事) 印

確認依頼書

下記の医師について、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)に準拠した緩和ケア研修会(単位型研修会)を修了したことの確認を依頼します。

記

緩和ケア研修会修了者について

- (1) 修了者数： 名
- (2) 修了者の所属及び氏名：別添1のとおり
- (3) 修了者の単位型研修会の修了状況：別添2のとおり
- (4) 修了者の所属及び氏名を公開することについての本人確認に基づく可否：別添3のとおり

緩和ケア研修会標準プログラム

別添1

緩和ケア研修会の内容及び構成については、以下に定める。

(1) 一般型研修会を実施する場合について

緩和ケア研修会を実施するに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。また、研修内容の順序については、特に制限するものではないが、研修が効果的に行われるよう配慮すること。

研修の実施に当たっては、参加者の緊張を解くことに配慮したプログラムとして「アイスブレーキング」を効果的に行うこと。

- ① がん性疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん性疼痛治療法の概略について（プレテスト及び解説を含む）
- ② がん性疼痛の治療法の実際について（プレテスト及び解説を含む）
- ③ がん性疼痛についてのワークショップ：180分以上

ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと

- ア グループ演習による症例検討① がん性疼痛を持つ患者の評価及び治療
- イ グループ演習による症例検討② がん性疼痛に対する治療と処方箋の実際の記載
- ウ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習（「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等）

- ④ 呼吸困難、消化器症状等の身体症状に対する緩和ケアについて（プレテスト及び解説を含む）

- ⑤ 不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて（プレテスト及び解説を含む）

- ⑥ がん医療におけるコミュニケーション技術について（プレテスト及び解説を含む）

- ⑦ がん医療におけるコミュニケーション技術についてのワークショップ：90分以上

ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと

- ア グループ討論による患者への悪い知らせの伝え方についての検討
- イ ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習

⑧ その他

研修会企画責任者は、参加者の特性や地域の状況を踏まえつつ、次に掲げる項目についても内容に含むこと

- ア 全人的な緩和ケアについての要点
- イ 放射線療法や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点
- ウ がん患者の療養場所の選択及び地域連携についての要点
- エ 在宅における緩和ケア

(2) 単位型研修会を実施する場合について

単位型研修会の1単位については、1.5時間以上とし、8単位以上の研修を修了することにより、緩和ケア研修を修了するものとする。

都道府県は、各単位の内容を定めるに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。研修が効果的に行われるよう配慮した上で、各単位の内容を定めること。

- ① がん性疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん性疼痛治療法の概略について（プレテスト及び解説を含む）：0.5単位以上

- ② がん性疼痛の治療法の実際について（プレテスト及び解説を含む）：0.5単位以上

- ③ がん性疼痛についてのワークショップ：2単位以上（ただし、2単位を同日に実施すること）

ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。また、参加者の緊張を解くことに配慮したプログラムとして「アイスブレーキング」を効果的に行うこと。

- ア グループ演習による症例検討① がん性疼痛を持つ患者の評価及び治療
- イ グループ演習による症例検討② がん性疼痛に対する治療と処方箋の実際の記載
- ウ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習（「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等）

- ④ 呼吸困難、消化器症状等の身体症状に対する緩和ケアについて（プレテスト及び解説を含む）：0.5単位以上
- ⑤ 不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて（プレテスト及び解説を含む）：0.5単位以上
- ⑥ がん医療におけるコミュニケーション技術についての講義（プレテスト及び解説を含む）及びワークショップ：2単位以上（ただし、2単位を同日に実施すること）

ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。また、参加者の緊張を解くことに配慮したプログラムとして「アイスブレーキング」を効果的に行うこと。

ア グループ討論による患者への悪い知らせの伝え方についての検討

イ ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習

⑦ その他

都道府県は、地域の状況を踏まえつつ、次に掲げる項目についても内容に含むこと。ただし、上記①～⑥で定めた研修の中に含まれてもよいものとする。

ア 全人的な緩和ケアについての要点

イ 放射線療法や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点

ウ がん患者の療養場所の選択及び地域連携についての要点

エ 在宅における緩和ケア

開催指針準拠チェックリスト

■11 〈一般型〉開催指針準拠チェックリスト

項目	確認内容	備考	チェック欄
1. 研修会の実施担当者			
(1) 研修会企画責任者	国立がんセンター又は日本緩和医療学会が主催する「緩和ケア指導者研修会」を修了した者、あるいは、日本緩和医療学会が推薦する者であること		
(2) 研修会協力者	研修会に協力する能力を有するものであって、6名から10名のグループに1名以上であること		
2. 研修プログラム			
(1) 開催期間	2日以上で開催し、実質的な研修時間の合計が12時間以上であること		
(2) 研修会の形式	プレテスト及びロールプレイングによるグループ演習による研修であること		
(3) 研修会の内容			
①アイスブレーキングを含むこと			
②がん性疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん性疼痛療法の概略について (プレテスト及び解説を含む)			
③がん性疼痛の治療の実際について (プレテスト及び解説を含む)			
④がん性疼痛についてのワークショップ	180分以上		
⑤呼吸困難、消化器症状等の身体症状に対する緩和ケアについて (プレテスト及び解説を含む)			
⑥不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて (プレテスト及び解説を含む)			
⑦がん医療におけるコミュニケーション技術について (プレテスト及び解説を含む)			
⑧がん医療におけるコミュニケーション技術についてのワークショップ	90分以上		
⑨ア 全人的な緩和ケアについての要点			
イ 放射線療法や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点			
ウ がん患者の療養場所の選択及び地域連携についての要点			
エ 在宅における緩和ケア			